

4週間単位の変形労働時間制に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）とは、労働基準法第32条の2第1項に基づき、西普天間事業場における4週間単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（対象となる職員の範囲）

第1条 本協定による変形労働時間制は、国立大学法人琉球大学に勤務する職員の労働時間等に関する規程別表第1の8号に掲げる職員及び国立大学法人琉球大学非常勤職員の労働時間等に関する規程別表第1の7号に掲げる職員が次の業務に従事する場合とする。

ただし、業務の都合により4週間の一定期間について8日の休日（第3条第1号の休日に相当する日数をいう。）を確保することが困難な職員及び妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は対象としない。

- (1) 大学入学共通テスト及び各種入学試験
- (2) 職員採用試験
- (3) 大学説明会
- (4) 大学祭
- (5) 公開講座
- (6) 西普天間キャンパス移転に係る業務
- (7) その他前各号に準ずる業務

（対象期間）

第2条 対象期間は、第1条各号に掲げる業務に従事する土曜日の前週（従事する日が日曜日である場合は、前々週）の日曜日を起算日とする4週間における一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が38時間45分を超えない範囲において所定労働日および当該労働日の所定労働時間を定めるものとする。ただし、これにより難い場合は、業務に従事する土曜日の前々週（従事する日が日曜日である場合は、3週間前の週）又は業務に従事する土曜日の当該週（従事する日が日曜日である場合は、前週）の日曜日を起算日とすることができる。

（休日）

第3条 各対象期間の休日は、次の各号に掲げる日に相当する日数とし、法定休日は勤務割表に明示する。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他特に指定する日

（所定労働日等の通知）

第4条 第2条に規定する対象期間毎に、所定労働日、当該労働日の所定労働時間並びに休日を記載した勤務割表を作成し、各対象期間の7日前までに通知する。

（特別の配慮を要する職員への適用）

第5条 次の各号の一に該当する場合は、本協定の適用について当該職員と協議するものとする。

- (1) 小学校就学前の子の養育または家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ）の介護を行う職員が、当該子の養育または家族の介護のために請求したとき
- (2) 長期の研修を受ける職員が請求したとき
- (3) その他特別の配慮を要する職員が請求したとき

（上原事業場における協定書の承継等）

第6条 本協定書は、令和6年9月27日付で国立大学法人琉球大学上原事業場過半数代表者と国立大学法人琉球大学長との間で締結された「4週間単位の変形労働時間制に関する協定書」の内容を承継し、移転に伴う変更以外の変更は行われていない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。



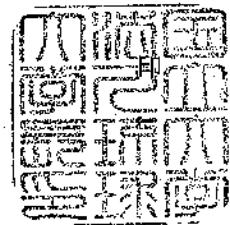
令和6年9月27日

国立大学法人琉球大学
西普天間事業場過半数代表者氏名

佐久川 聰史



国立大学法人琉球大学長
西 田 瞳



4週間単位の変形労働時間制に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）とは、労働基準法第32条の2第1項に基づき、西普天間事業場における4週間単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（対象となる職員の範囲）

第1条 本協定による変形労働時間制は、国立大学法人琉球大学に勤務する職員の労働時間等に関する規程別表第1の1号から7号までに掲げる職員及び国立大学法人琉球大学非常勤職員の労働時間等に関する規程別表第1の1号から6号までに掲げる職員を対象とする。

ただし、妊娠中または出産後1年を経過しない職員が請求した場合は対象としない。

（対象期間）

第2条 対象期間は、平成16年3月7日を起算日とする4週間ににおける一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が38時間45分を超えない範囲において所定労働日及び当該労働日の所定労働日を定めるものとする。

（休日）

第3条 各対象期間の休日は、次の各号に掲げる日に相当する日数とし、法定休日は勤務割表に明示する。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他特に指定する日

（所定労働日等の通知）

第4条 第2条に規定する対象期間毎に、所定労働日、当該労働日の所定労働時間ならびに休日を記載した勤務割表を作成し、各対象期間の7日前までに通知する。

（特別の配慮を要する職員への適用）

第5条 次の各号の一に該当する場合は、本協定の適用について当該職員と協議するものとする。

- (1) 小学校就学前の子の養育または家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ）の介護を行う職員が、当該子の養育または家族の介護のために請求したとき
- (2) 長期の研修を受ける職員が請求したとき
- (3) その他特別の配慮を要する職員が請求したとき

（上原事業場における協定書の承継等）

第6条 本協定書は、令和6年3月28日付で国立大学法人琉球大学上原事業場過半数代表者と国立大学法人琉球大学長との間で締結された「4週間単位の変形労働時間制に関する協定書」の内容を承継し、移転に伴う変更以外の変更は行われていない。

（有効期間）

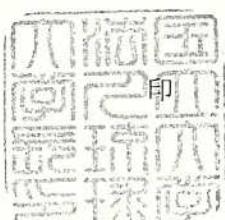
第7条 この協定の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 9月 27 日

国立大学法人琉球大学
西普天間事業場過半数代表者氏名 佐久川 聰史



国立大学法人琉球大学長
西 田 瞳



様式第3号の2（第12条の2の2関係）

4週間単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	常時使用者数
教育研究業	国立大学法人琉球大学 (西普天間事業場)	宜野湾市喜友名1076番地 (098- -)	2,081人
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形労働時間 中の各日並びに所定期間 及び各週の各日並びに所定期間 の有効期間
教育、研究及び事務の業務	1,043人 (一 人)	4週間 (協定書第2条のとおり)	労働時間：1日7時間45分、平均週38時間45分 休日：毎週土日相当日、国民の祝日、年末年始 令和6年4月1日 令和7年3月31日
診療・医療等業務	755人 (一 人)	4週間 (平成16年3月7日)	労働時間：1日7時間45分、平均週38時間45分 休日：毎週土日相当日、国民の祝日、年末年始 令和6年4月1日 令和7年3月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	15時間30分 (一 時間一分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	46時間30分 (一 時間一分)
協定の成立年月日	令和6年9月27日		

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 診療放射線技師

氏名 佐久川 聰史

投票

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表すること。（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかに実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。（チェックボックスに要チェック）

令和6年9月27日

使用者 職名 国立大学法人琉球大学長
西田 陸

沖縄労働基準監督署署長 殿

